



平成29年7月19日
岡山市消費生活センター

心当たりのないメール・SMSには反応しないで！

迷惑メールがきっかけとなったトラブルの事

- 実在する事業者をかたり、有料サイト等の未納料金を請求された。
- お金がもらえるというメールが来たが、手続き費用を払ってもお金が受け取れない。
- 間違いメールを装ったメールに返信したら、出会い系サイトへ誘導された。
- フィッシング（偽サイトへ誘導し、個人情報盗む手口）と思われるメールで誘導され、個人情報を入力してしまった。

有料動画サイトの利用料金が未納です。本日中に連絡がない場合、法的手段に移行します。
プリペイドカードを買ってお支払いください。



※消費者庁イラスト集より



※(独)国民生活センター 平成29年7月6日報道発表資料より抜粋



★★ 被害にあわないためのアドバイス ★★

心当たりのない不審なメール・SMSが届いたら、開かずに削除することが前提となりますが、以下の点についても注意しましょう。

- メール・SMSに記載されている連絡先へは決して連絡しないようにしましょう。
- 実在する事業者名が記載されているメール・SMSが届いて不安な場合には、事業者のホームページや問い合わせでメール等を送っているか確認しましょう。
- OSやセキュリティソフト等を最新の状態に更新しましょう。
- 携帯電話、プロバイダー、セキュリティソフト等の迷惑メールの対策サービスを確認し活用しましょう。
- メールアドレス、携帯電話の電話番号等の変更も検討しましょう。
- 迷惑メールがきっかけでトラブルになってしまったら、消費生活センターにご相談ください。

岡山市消費生活センター	
電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～16時30分